

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法第11条第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年11月1日から令和元年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
令和元年10月15日	消費者庁	(社)新情報センター	消費者意識基本調査	磯原町木皿 25名